

「二宮町議会ハラスメント根絶条例の骨子(案)」への意見募集結果について

募集期間 令和6年9月1日(日曜日)から9月30日(月曜日)まで

意見提出件数 2件

意見提出者数 1人 (電子メール 2件)

No.	いただいた意見	意見に対する議会の考え方
1	<p>第4条(申出)において、申出先が議会代表者会議構成員及び議会事務局長と議長から任命された職員ということになっており、議会事務局長を含め内部で構成されており、外部通報(相談)窓口が設定されていません。</p> <p>意見者はコンプライアンス専門部署でハラスメントに関する相談対応を複数対応した経験を有しますが、被害者においては様々な観点から内部に申出(相談)したくない(できない)ケースがあります。</p> <p>内部の受付者においても公正公平に中立的立場でなければならず、他の部署とは切り離され専門職場として配置され、さらには外部に設定した専門相談員(複数の弁護士)とともに当事者の聞き取りや調査を繰り返し、事案によっては1年以上判定まで時間を要することもありました。</p> <p>さらには、外部相談窓口へ直接相談がなされた事案について、コンプライアンス専門部署としてはその報告を受け、聞き取り調査から結論付け(ハラスメントと判断できるか否か)までを一任する事案もありました。</p> <p>二宮町議会においては会派を組まれていませんが、議員間における関係性により言い出しにくい言いにくいこともあると考えます。なぜ申出先が内部しか設定されていないのか疑問です。まずは、弁護士等の有識者による外部申出(相談)窓口の設置が必要と考えます。</p>	<p>① 第三者による外部の相談窓口を設置することが、申出者からのハードルを下げることにつながるというご指摘については同じ認識です。</p> <p>② 常時意識者を窓口として配置することについては、町の「ハラスメント等通報窓口設置要綱」の受付体制と同様に、外部の相談窓口は設けないこととし、運用後の検討課題とします。</p> <p>③ 本条例の申出者は、議員と職員です。議員は、公人として責任ある態度を求められていますが、申出をした職員については特段の配慮が必要である点は同じ認識です。職員からの申出については、議会事務局が受付をすること、さらに書面提出により、どこからでもいつでも申出が可能であることから、ハードルを下げていると考えています。なお、職員は「ハラスメント等通報窓口設置要綱」により、町総務課においても申出が可能です。</p>
2	<p>第5条(代表者会議)において、ハラスメントの申し出を受けたときは、代表者会議を設置する、代表者会議は当事者に対し事実確認を行う、代表者会議は事実確認に基づき調査の可否について議会全員協議会において協議の上決定するものとする。とされており、その組織・運営等は規程で定めるとされ、さらに流れ図(矢印に説明が付記されていないため何を矢印が示しているかわかりませんが)を見ると、議長、副議長、議会運営委員長、議会基本条例推進委員長と記載されていることから、要するにここで専門家の意見も聴取しない中で、議員のみで構成する代表者会議で、ハラスメントであったか否か結論付けてしまうということになります。仮に否と判断すれば、議会全員協議会に報告されなかったものとなってしまいます。</p> <p>そもそも、ハラスメントに関する調査は、基本的には秘密裏に行うものであると考えますが、このような流れの中では情報が流出し証拠の隠ぺいなども想定され、さらにはここではハラスメントに関する知識を有する者が不在(専門知識を有する議員さんがいらっしやるのであれば申し訳ありません)の中で答えが出されてしまい、仮にそれが誤った判断であり公表されるということになれば、それこそ大きな人権に関わる問題に発展します。</p> <p>ハラスメント問題は陳情の取り扱いを決定するのは訳が違います。申出を受けたら、その取り扱いを内部(仲間内)だけで決定して調査委員会へ調査を依頼するのではなく、その判断を行う前に専門家の意見を聴取できる慎重な流れにすべきと考えます。</p>	<p>① 本条例の対象としているのは、議員間もしくは、議員から職員へのハラスメント行為であり、行為者は議員です。各議会の条例を調査する中で、会派で事実確認を行い、会派の代表で扱いを協議することが行なわれていることがわかりました。</p> <p>② 当議会では、実体上会派は機能していない状況ですので、調査に先立つ事実確認を代表者会議が行います。ハラスメント行為の認定・不認定について調査が必要と考えられる場合に、調査委員会の設置を提案することを想定しています。</p> <p>③ ハラスメントを行なったとされた者自身が経緯を明らかにした場合には、代表者会議で扱いを協議し、議会全員協議会に協議します。議会全員協議会は、原則として公開ですが、個人を特定することになる可能性がある場合は非公開で行います。また、調査委員会が設置された場合は、結論が出されるまで、委員以外には匿名で調査が行なわれます。</p> <p>④ 当初は、すべての申出について、専門家を含めた第三者委員会で調査をすすめることも検討しましたが、調査委員会の設置にあたっては、限られた者ではなく、議会としての意見を踏まえうえでの設置が必要としました。</p>